

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年 10 月施行）に基づき国の基本方針が策定され、国及び地方公共団体等が整備する公共建築物等に積極的に木材を利用することが定められました。

これを受け、豊根村では、村内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針を策定しました。

策定年月日：平成 24 年 6 月 1 日

# 豊根村木材利用促進基本方針

平成 24 年 6 月 1 日策定

## 第 1 趣旨

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年度法律第 36 号）第 9 条 1 項の規定に基づき、公共建築物等における木材の促進の意義、公共建築物等における豊根村産材の利用を促進するため必要な事項を定める。

## 第 2 公共建築物等における木材の利用の促進の意義

村が公共建築物等に村産材を積極的に利用することにより、森林保全と木材利用の両立を推進するとともに、その効果に関する村民の理解を深める。

### 1 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く村民一般の利用に供されるものであり、村による率先した木材の利用、あるいは取組状況や効果等の積極的な情報発信により、村民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材利用促進、さらには建築物以外の工作物以外の工作物資材、各種製品の原材料としての木材利用拡大といった波及効果も期待できる。

### 2 森林の整備、地域経済・雇用の面における効果

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮はもとより地域経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

## 第 3 公共建築物等における地元産木材利用の目標

次に掲げる目標に沿って地元産木材の利用促進を図るものとする。

- 1 公共施設は、法令上の規制がない場合に限り原則として木造とする。（ただし、経済性等を総合的に判断し、木材の利用が困難な場合は除く。）
- 2 建築物の構造材以外の木材用途で、フローリングや腰壁などの内装は施設利用者等が直接木に触れる部分で、木の温かみを感じるところでもあることから、特に木質化に配慮する。
- 3 使用する木材については、「つみきブロック」、「つみき板」等の村産材、村の加工製品を積極的に使用する。
- 4 公共工事においては、木材、木製品を利用した工法を積極的に検討し、木材利用を図る。  
また、とよね木サイクルセンターで加工・製造する「とみやまさんかくん」などの「あいくる材」を積極的に利用する。
- 5 とよね木サイクルセンターで製造したペレット燃料については、村のペレットボイラー

(温泉施設「湯〜らんどパルとよね」)や村役場、森林組合など公的な場所に設置されたペレットストーブ等に積極的に使用する。

また、流域都市部をはじめとした市町村と協力し、農家のペレットボイラー導入や学校施設のペレットストーブ導入の働きかけをし、豊根村のペレットが供給できるよう体制を整備する。

#### 第4 地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等

地元産木材の利用を推進すべき具体的な公共建築物は、以下のような建築物等とし、可能な限り地元産材の利用に努める。

- 1 村が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- 2 机等の備品、消耗品
- 3 その他、公用の用に供する工作物等

#### 第5 地元産木材の利用促進に向けた取り組み

##### 1 村の取り組み

村は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、民間団体その他の関係者の協力を得つつ、必要に応じて以下のような地元産木材の利用促進を図る。

- (1) 木材利用促進のための計画の策定
- (2) 木材供給体制の整備
- (3) 木材利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法に関する情報の収集・分析・提供など
- (4) 木材の特性やその利用促進の意義についての村民理解の醸成

##### 2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業者、木材加工業者、建設業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、村や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

#### 第6 その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項

公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。